

新潟市建築基準法施行細則の一部改正（案）について

1. 概要

- 建築基準法において、不特定多数の者が利用する大規模な建築物の所有者に対し、定期的に建築物や建築設備等の状況について点検させ報告を求める「定期報告制度」があり、その対象等を新潟市建築基準法施行細則で規定しています。
- 令和7年7月の国告示改正施行により、これまで建築物と建築設備等で重複して報告の対象とされていた項目が整理され、建築物の項目の一部が規定から除外されます。
- 本市としては、建築物の安全性を継続的に確保するために、対象から除外された一部の項目についても、現行と同様に定期報告が必要な項目として改めて規定するよう市施行細則を改正したいと考えます。

2. 改正内容

- ①全ての常閉防火扉を、報告対象とする
- ②一部の換気設備・非常用照明（建築物の調査と同時に実施することが適当なもの）を、報告対象とする

現行				R7.7.1～ (国告示改正後)				市細則 改正案			
		建築物 (定期調査)	建築設備等 (定期検査)			建築物 (定期調査)	建築設備等 (定期検査)			建築物 (定期調査)	建築設備等 (定期検査)
報告 時期		用途により 1年～3年毎	1年毎			用途により 1年～3年毎	1年毎			用途により 1年～3年毎	1年毎
①	常閉防火扉	全てのもの		—		各階の主要な ものに限る		—		全てのもの	
	換気設備	23種 1種 中央	1種 中央	—		23種 1種 中央	1種 中央	—		23種 1種 中央	1種 中央
②	非常用照明	設置状況	—	設置状況	—	設置状況	—	設置状況	—	設置状況	—
		作動状況	作動状況	—	作動状況	—	作動状況	—	作動状況	—	
		物品放置	—	—	—	—	物品放置	—	物品放置	—	
	非常用照明	内蔵	別置	別置	—	内蔵	別置	別置	—	内蔵	別置
		設置状況	—	設置状況	—	設置状況	—	設置状況	—	設置状況	—
		作動状況	作動状況	—	作動状況	—	作動状況	—	作動状況	—	
非常用照明	物品放置	—	—	—	—	物品放置	—	物品放置	—	物品放置	—

〈凡例〉

- 23種 : 機械換気（給気機または排気機のみ）
- 1種
中央 : 機械換気（給気機及び排気機あり、中央管理方式の空調調和設備）
- 内蔵 : 非常用照明（電源内蔵型）
- 別置 : 非常用照明（電源別置型）